

Ⅲ－２ 学習指導要領に基づく指導と評価の一体化

1 学習評価の基本的な考え方

- 指導したことを確実に評価しているでしょうか。
- 評価したことを指導にいかしているでしょうか。

指導と評価の一体化に関して、以下にポイントを示しました。詳しくは各資料をご覧ください。



「学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するもの」とあります。
(学習評価の在り方ハンドブック P4 以下ハンドブック)

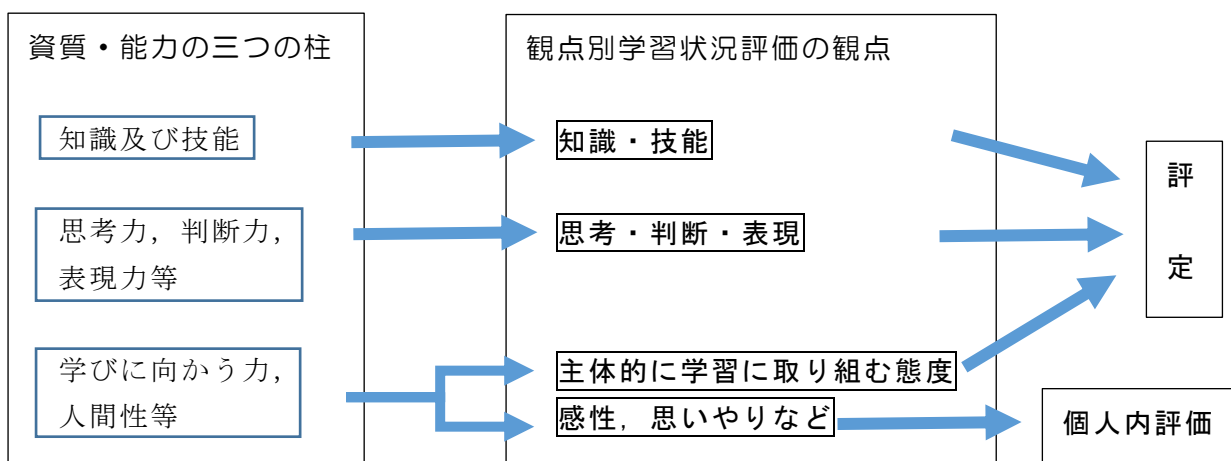
「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価は重要です。

ハンドブック P5 に学習評価の改善の基本方針としてあげられている以下の3点が重要です。

学習評価の改善の基本方針

- 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

2 学習指導要領の趣旨を踏まえた評価の観点



全ての教科等の目標及び内容が、資質・能力の三つの柱で再整理されました。各教科等における評価は学習指導要領に示された各教科等の目標や内容に照らして学習状況を評価するものです。特に、「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取る部分と、観点別学習状況の評価や評価になじまず、示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があります。「感性、おもいやりなど」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが大切です。

3 学習評価の妥当性、信頼性を高めるために求められること

学校や教師は、指導の内容や方法、指導の結果について説明できるようにすることが求められます。従って、学習評価について、妥当性、信頼性を高めるために次のことに取り組むことが重要です。

- 評価規準や評価方法等を検討し、明確化すること
- 評価に関する実践事例を蓄積し、共有していくこと
- 評価結果についての検討を通し、評価に関する教師の力量の向上を図ること
- 校内研究・研修を通し、組織的かつ計画的に取り組むこと

4 評価規準の作成について

評価規準の設定に当たっては、『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）（令和2年3月国立教育政策研究所）を参考にすることができます。

（以下、参考資料とする）

参考資料では、各教科等の特質に応じて学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の基本的な手順が示されており「第3編 单元ごとの学習評価について（事例）」には、「指導と評価の一体化」を具現化するための評価の計画や観点別学習状況の進め方等が具体的に示されています。



5 内容のまとまりごとの評価規準を作成する際の基本的な手順

参考資料では、各教科等における、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順について、次のように示されています。

学習指導要領に示された教科等及び学年（又は分野）の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で、

- (1) 各教科等における「内容のまとまり」と「評価の観点」等の関係を確認する。
- (2) 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

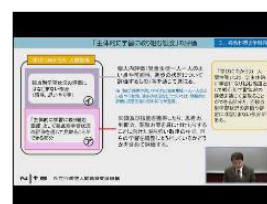
「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の文末表現【観点ごとのポイント】
(算数の場合)

- ◇「知識・技能」・・・「～している」「～することができる」
- ◇「思考・判断・表現」・・・「～している」
- ◇「主体的に学習に取り組む態度」・・・「～している」

※教科によって異なるので、参考資料を参照してください。

指導と評価に関して、NITS 独立行政法人教職員支援機構のオンライン講座が参考になります。

校内研修等でご活用ください。



新学習指導要領に対応した学習評価（小・中学校編）：新学習指導要領編 No33

